

令和2年3月23日	参考資料 2 - 1
第37回保険者による 健診・保健指導等に関する検討会	

特定健診データ等の保険者間の引継ぎ、 マイナポータルを活用した特定健診データ等の閲覧に向けた 現在の検討状況について

2020年3月9日

厚生労働省保険局
医療費適正化対策推進室

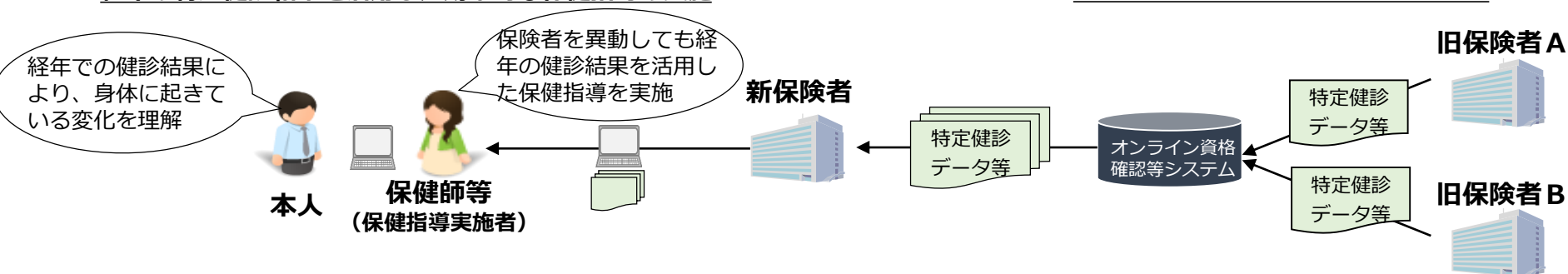
1. 特定健診データ等の保険者間引継ぎについての基本的な考え方

オンライン資格確認等システムを活用した特定健診データ等の保険者間の引継ぎについて (基本的な考え方)

- 従来、特定健診等データの保険者間の引継ぎについては、「保険者による健診・保健指導等に関する検討会」において、保険者にとって新規加入者の過去の特定健診等データを活用して、本人の過去の状況や病歴等の特性に応じた、個別の保健事業へのアプローチが可能となること等のメリットが指摘されてきた。
- 一方で、一律的・網羅的な対応を行うためには、保険者において一定のシステム改修が必要であるが、マイナンバー制度の運用状況も踏まえる必要があったことから、これまで特段の対応は行わず、当面の間、紙又は電子媒体での引継ぎを行っている。
- 現状において、新規加入者などに対する保健指導等において過去の健診結果を活用している例は少ない。
- 現在マイナンバー制度のインフラを活用したオンライン資格確認等システムの整備が進められており、特定健診データ等の引継ぎの重要性や現状を踏まえ、効率的な引継ぎが行えるよう、この環境を活用した仕組みを整備することとする。
- また、加入者の予防・健康づくりを促進する観点から、マイナポータルでの特定健診データ等の閲覧や民間PHRサービスへの情報連携の仕組みについても併せて構築する。

経年の特定健診結果を活用した効果的な保健指導の実施

保険者間の特定健診データ等の引継ぎ



過去の健診結果を活用している例が少ない

- ・ 特定健診の記録の提供を求められた旧保険者は、新保険者に記録（紙又は電子媒体）を提供しなければならないが、実際に旧保険者に照会し活用している例は少なく、新保険者ではその年の健診結果のみを用いて保健指導をしているとの指摘がある。

効率的に記録の提供・取得ができる仕組みがない

- ・ 現在、主として紙で記録を引き継いでいる。
- ・ 予防・健康づくりの進展に伴い、今後は、保険者間の特定健診データ等の引継ぎの機会の増加が見込まれるため、事務負担の増加も予想される。

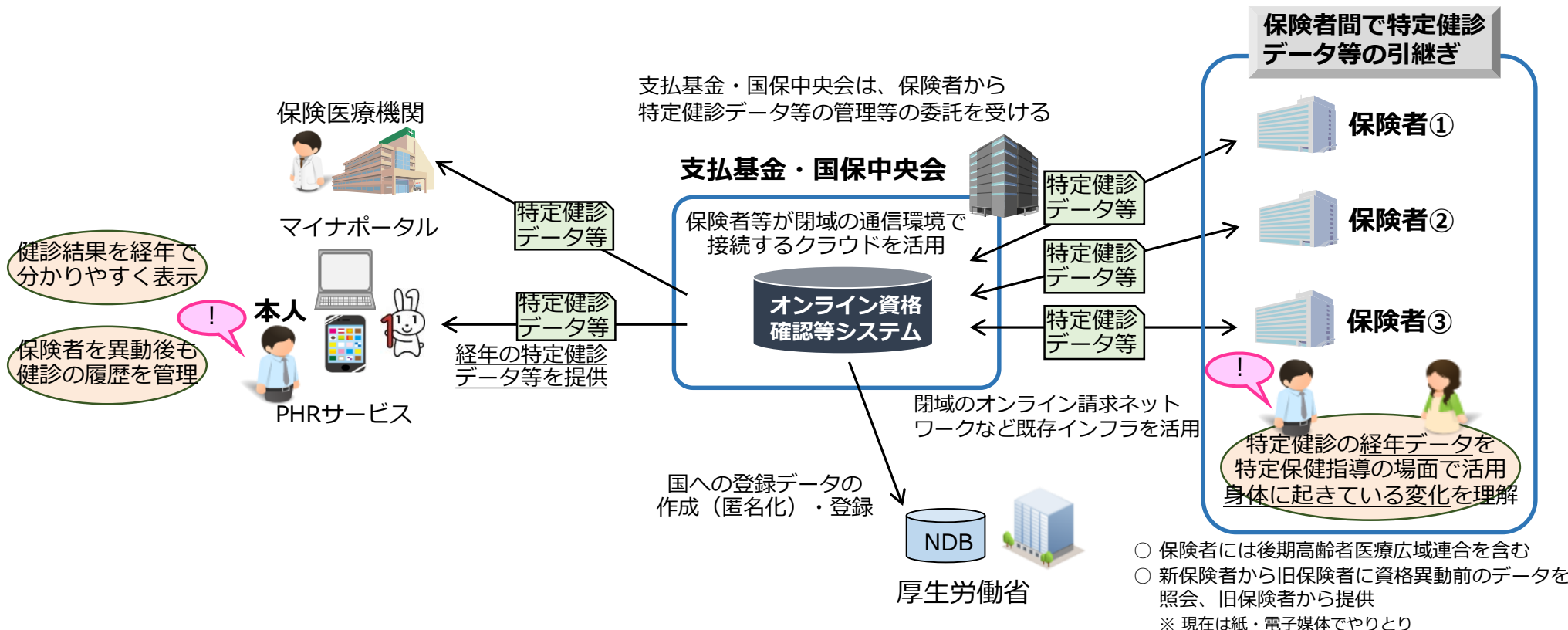
- ・ 引き継がれた特定健診データ等を活用することで、経年の特定健診結果に基づいた、的確な保健指導が提供できる。
- ・ 過去の健診結果を活用することで、加入者等に対して、特定健診・保健指導以外の保健事業の更なる推進ができる。
- ・ オンライン資格確認等システムの環境を活用し、特定健診データ等を集約することで、最適なセキュリティを確保しつつ、効率的なデータの引継ぎが可能となる。

特定健診データ等の保険者間の連携、マイナポータル等の活用（イメージ）

- 特定健診データ等の管理等を支払基金・国保中央会に委託する仕組みとすることで、保険者間での円滑なデータ連携ができる。マイナポータルや民間PHRサービスを活用して、本人が経年の特定健診等の記録を確認できるシステムも整備できる。

（※）PHR（Personal Health Record）サービス：個人の健康データを履歴管理し、健康管理サービスを提供。

マイナポータル等やPHRサービスで特定健診等の経年データを閲覧



2. 保険者間引継ぎに向けた主な改修内容の全体像

特定健診データ等の保険者間引継ぎに向けた主な改修内容

調整中

2021年3月のオンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎ開始に向け、特定健診データ等のアップロード・ダウンロードに関するシステム改修を実施する。

1. 特定健診データ等アップロード

データ様式

健診実施機関

- 枝番の追加
- 種別コード等の追加

保険者（法定報告用）

被用者保険

- 匿名化前情報の登録
 - ・保険者番号
 - ・被保険者証等記号
 - ・被保険者証等番号
- 種別コード等の追加
 - ・枝番
 - ・氏名
 - ・住所

国民健康保険

- 匿名化後情報の登録
- 種別コード等の追加

保険者（閲覧用）

- 閲覧用ファイルは、交換用基本情報ファイルと特定健診情報ファイルで構成。
（※特定保健指導データは含まない）
- 匿名化前情報の登録
- 法定報告外の者も対象

加入者情報ファイルの活用

- 統合専用端末の加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御

2. 特定健診データ等ダウンロード

- 被用者保険においては、支払基金の特定健診・保健指導システムを通じてダウンロードを実施。
- 国民健康保険においては、特定健診等データ管理システムを通じてダウンロードを実施。
- ダウンロードの際、オンライン資格確認等システム上で現保険者の受診者情報を追加。

ファイル形式

加入者

- PDFで提供

保険者

- XMLで提供

保険医療機関

- PDF・XMLで提供

2-1. アップロードについて

特定健診データ等の保険者間引継ぎに向けた主な改修内容

調整中

2021年3月のオンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎ開始に向け、特定健診データ等のアップロード・ダウンロードに関するシステム改修を実施する。

1. 特定健診データ等アップロード

データ様式

健診実施機関

- 枝番の追加
- 種別コード等の追加

保険者（法定報告用）

被用者保険

- 匿名化前情報の登録
 - ・保険者番号
 - ・被保険者証等記号
 - ・被保険者証等番号
- 匿名化後情報の登録
 - ・枝番
 - ・氏名
 - ・住所
- 種別コード等の追加

国民健康保険

- 匿名化後情報の登録
- 種別コード等の追加

保険者（閲覧用）

- 閲覧用ファイルは、交換用基本情報ファイルと特定健診情報ファイルで構成。
（※特定保健指導データは含まない）
- 匿名化前情報の登録
- 法定報告外の者も対象

加入者情報ファイルの活用

- 統合専用端末の加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御

2. 特定健診データ等ダウンロード

- 被用者保険においては、支払基金の特定健診・保健指導システムを通じてダウンロードを実施。
- 国民健康保険においては、特定健診等データ管理システムを通じてダウンロードを実施。
- ダウンロードの際、オンライン資格確認等システム上で現保険者の受診者情報を追加。

ファイル形式

加入者

- PDFで提供

保険者

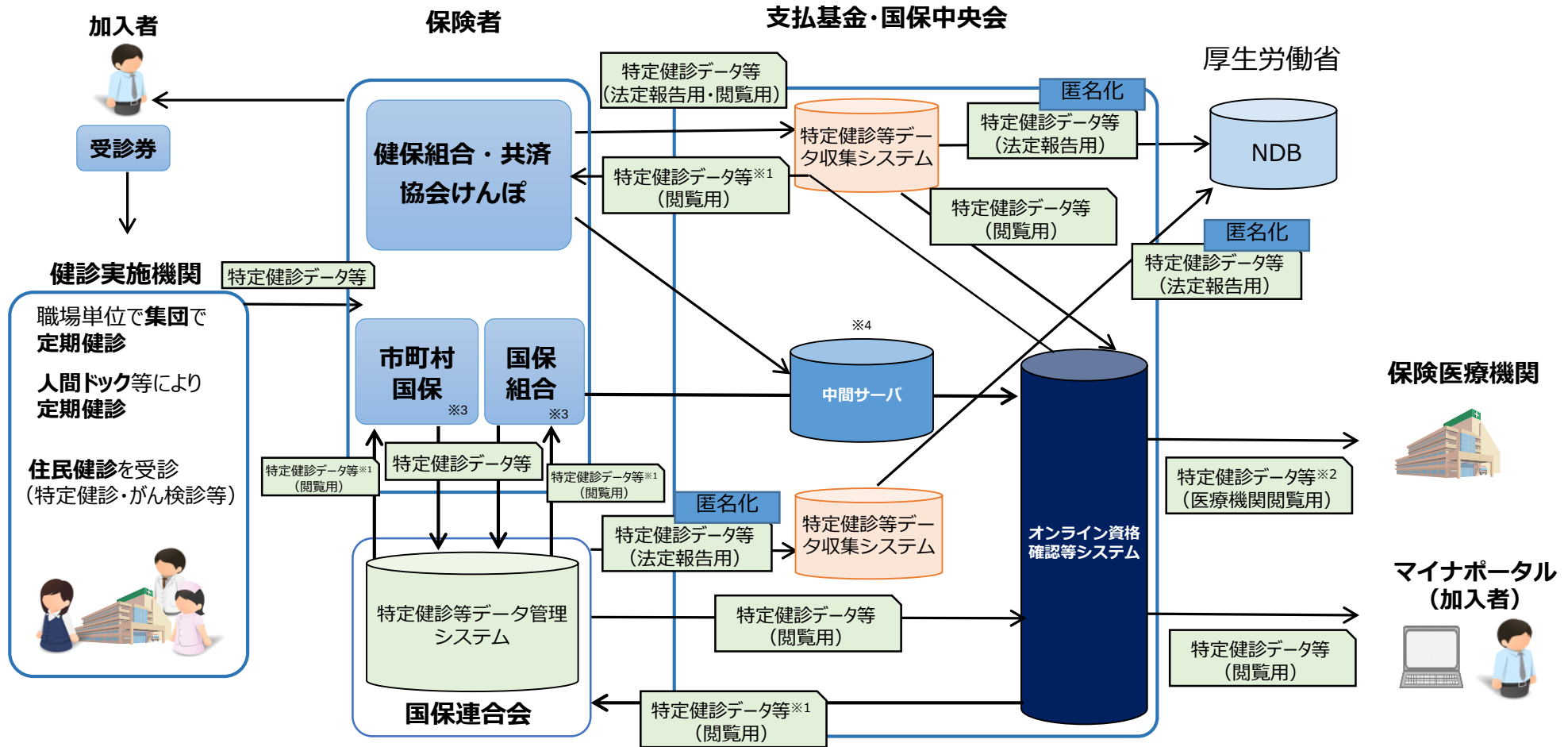
- XMLで提供

保険医療機関

- PDF・XMLで提供

特定健診データ等の提出経路（案）

調整中



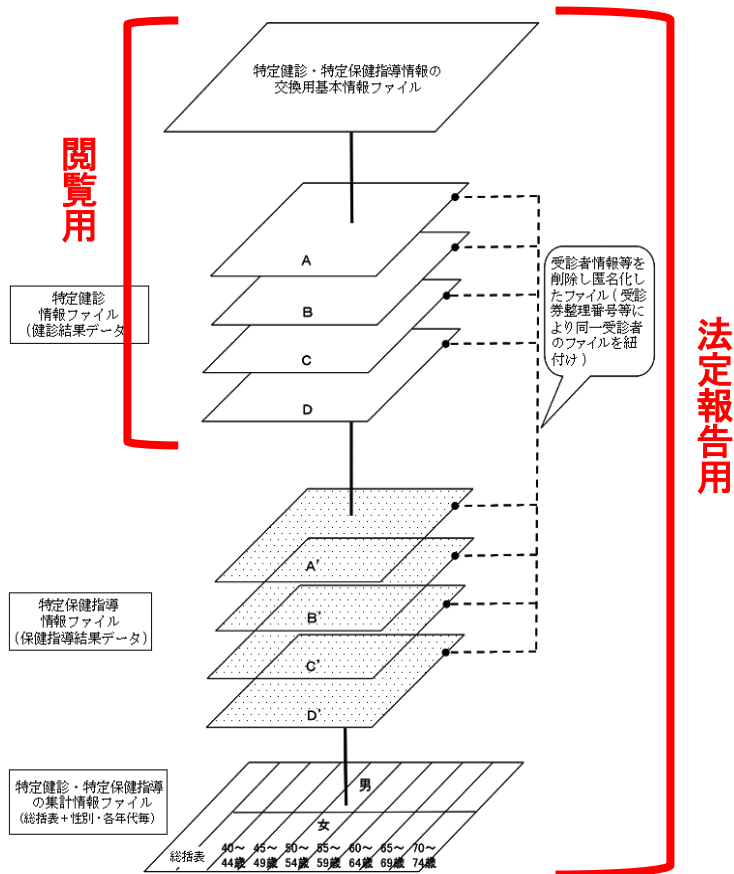
※1 XMLでのダウンロードを想定

※2 医療機関閲覧用ファイルは保険者引継ぎ用とは別途レイアウトを設定

※3 国民健康保険のうち、国保連合会を経由せず法定報告している場合については、現在検討中。

※4 加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申し出による登録を制御。

オンライン資格確認等システムに登録する特定健診データについては、法定報告に含まれるものを活用することを基本としつつ、閲覧用ファイル（①従来の法定報告よりも早いタイミングでの登録、②年度途中で資格を喪失した者の特定健診データを含め、全ての特定健診データを登録）での登録も可能とする。



構成

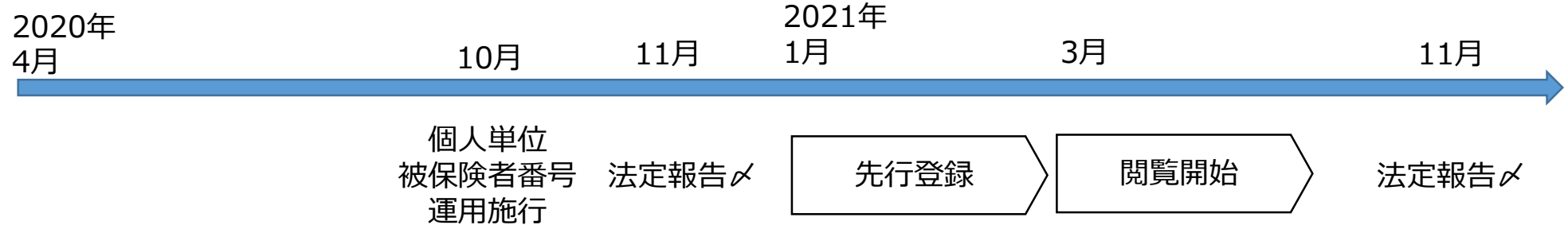
- 交換用基本情報ファイル、特定健診情報ファイルで構成する。
 - ※ 特定保健指導データは含まない。
- XML形式ファイルで登録する。

登録時期

- 法定報告用ファイルと別の時期に登録することができる。
- 法定報告用として登録した場合も、特定健診データ収集システムにおいて「特定健診情報ファイル」のみを抽出し、オンライン資格確認等システムに連携

登録方法

- 同一受診日の健診情報は、後から登録されたファイル情報に更新され格納される。
 - 同一年度に複数回の健診を受診した場合は、複数回の登録を可能とする。
- 法定報告以外で登録される閲覧用ファイルについては、オンラインでの登録とする。登録頻度としては、月次までを想定。
- 受診年月日を誤って登録する等、上書きで対応できないケースのために、閲覧用ファイルの削除を可能とする。
 - 削除依頼もオンラインでの登録とする。



2020年

10月1日：個人単位被保険者番号運用施行

11月1日：法定報告（2019年度特定健診・特定保健指導実施分）＜匿名化ファイル＞を保険者から
支払基金に登録

2021年

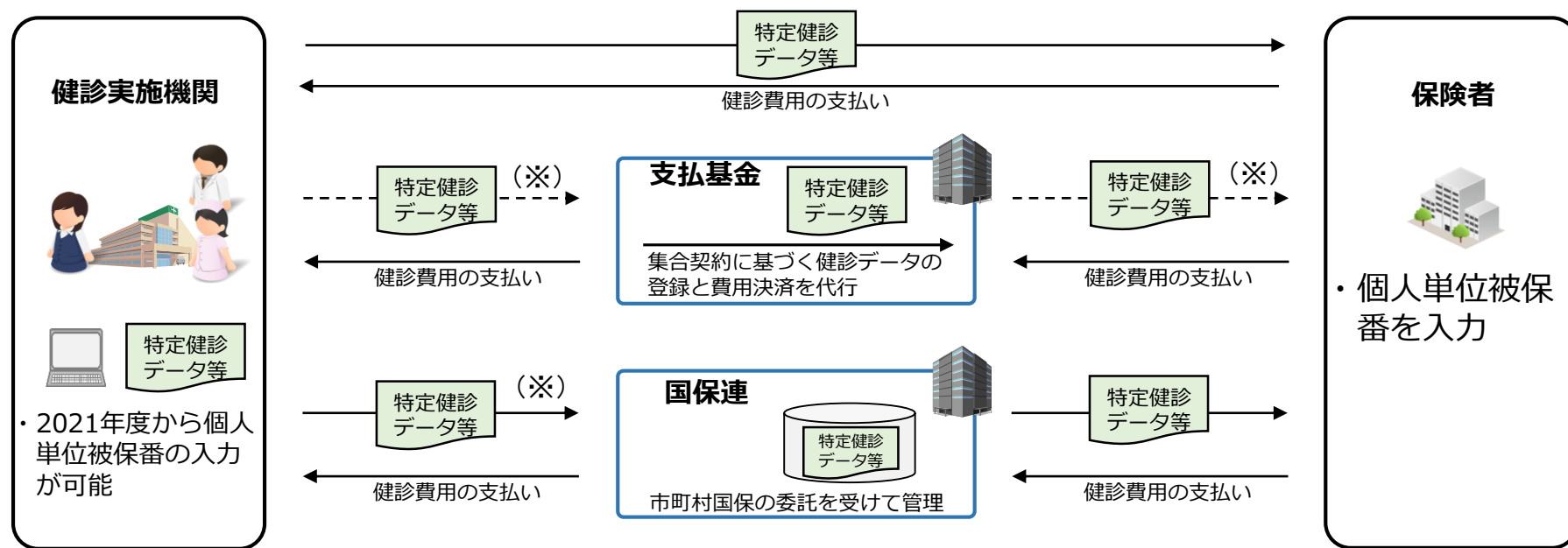
1月：閲覧用ファイルの先行登録を開始

※ 2020年10月の時点またはそれ以降に加入し、各保険者で個人単位被保険者番号を確認
できる者について登録

3月：マイナポータルによる閲覧開始

11月1日：2020年度分の法定報告＜改正後の法定報告告示に基づくファイル＞を保険者から支払基金に登録

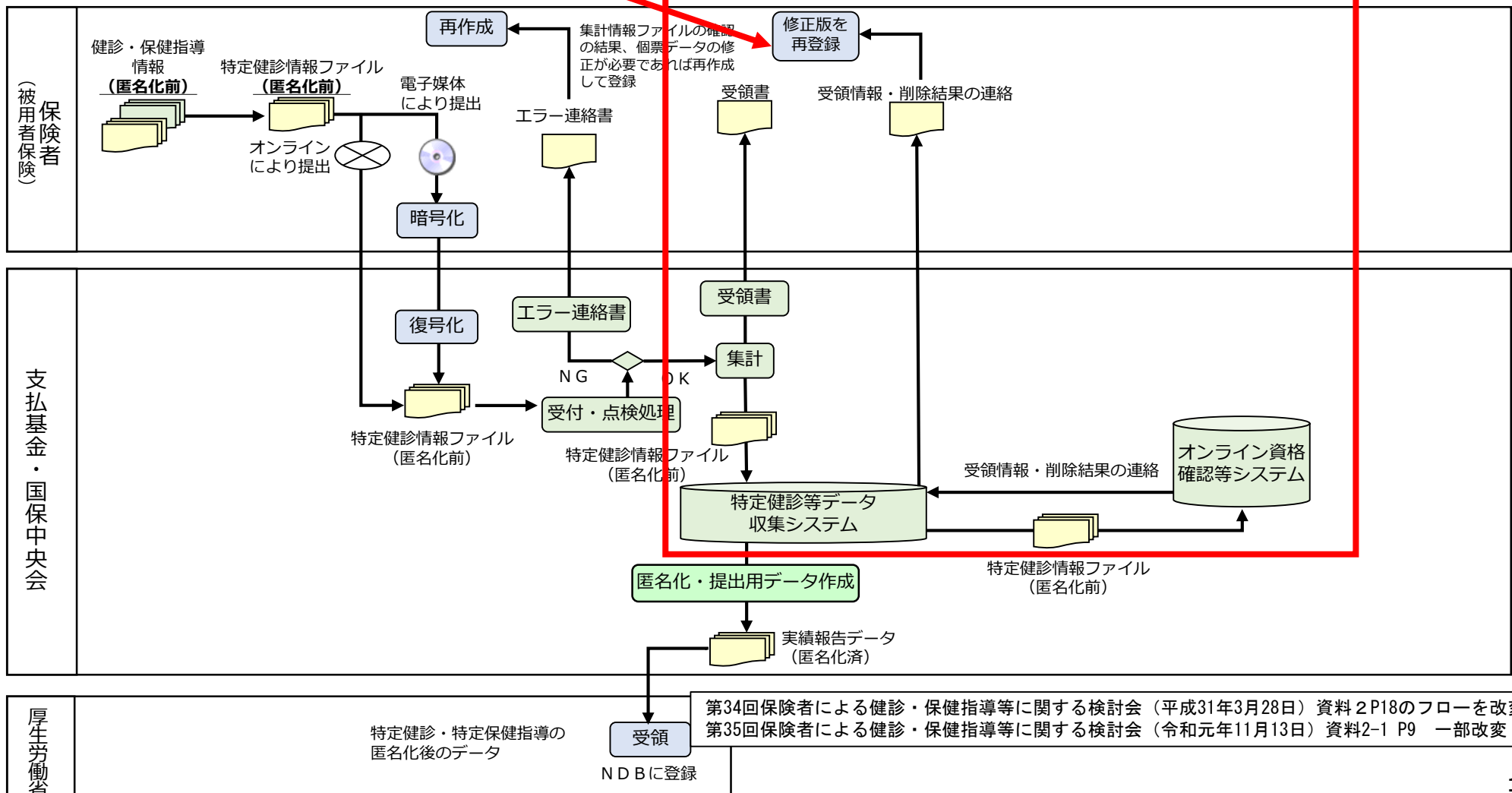
- オンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎや、加入者や保険医療機関がマイナポータル等を通じてデータを経年で閲覧するためには、特定健診データ等に個人単位被保番を入力する必要がある。
- 保険者は2020年度実施分から個人単位被保険者番号を入力する。健診実施機関は2021年度から個人単位被保番を入力することが可能であるが、法定報告対象者については全員に番号を付与する必要があるため保険者で個人単位被保険者番号を入力する。
- 特定健診データ等の個人単位被保番の入力規則は、オンライン資格確認等システムと同様のレイアウトとし、別行として枝番を追加する。（※誤入力等の影響により、資格確認等が困難になる可能性があるため）



※ 健診実施機関から支払基金及び国保連経由で健診データを登録する方法については、決済代行システムの改修後に順次対応する。

個人単位被保険者番号の確認

- データが誤って引き継がれることがないよう、保険者から登録された特定健診データ等に含まれる個人単位被保険者番号を、オンライン資格確認等システムに照会。
- 資格が確認された特定健診データ等のみオンライン資格確認等システムに登録（エラーの場合は保険者に削除結果を連絡。（※下記フロー図参照））。



加入者情報ファイルの活用

特定健診データ等の保険者間引継ぎに向けた主な改修内容

調整中

2021年3月のオンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎ開始に向け、特定健診データ等のアップロード・ダウンロードに関するシステム改修を実施する。

1. 特定健診データ等アップロード

データ様式

健診実施機関

- 枝番の追加
- 種別コード等の追加

保険者（法定報告用）

被用者保険

- 匿名化前情報の登録
 - ・保険者番号
 - ・被保険者証等記号
 - ・被保険者証等番号
 - ・種別コード等の追加
- 匿名化後情報の登録
 - ・枝番
 - ・氏名
 - ・住所

国民健康保険

- 匿名化後情報の登録
- 種別コード等の追加

保険者（閲覧用）

- 閲覧用ファイルは、交換用基本情報ファイルと特定健診情報ファイルで構成。
（※特定保健指導データは含まない）
- 匿名化前情報の登録
- 法定報告外の者も対象

加入者情報ファイルの活用

- 統合専用端末の加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御

2. 特定健診データ等ダウンロード

- 被用者保険においては、支払基金の特定健診・保健指導システムを通じてダウンロードを実施。
- 国民健康保険においては、特定健診等データ管理システムを通じてダウンロードを実施。
- ダウンロードの際、オンライン資格確認等システム上で現保険者の受診者情報を追加。

ファイル形式

加入者

- PDFで提供

保険者

- XMLで提供

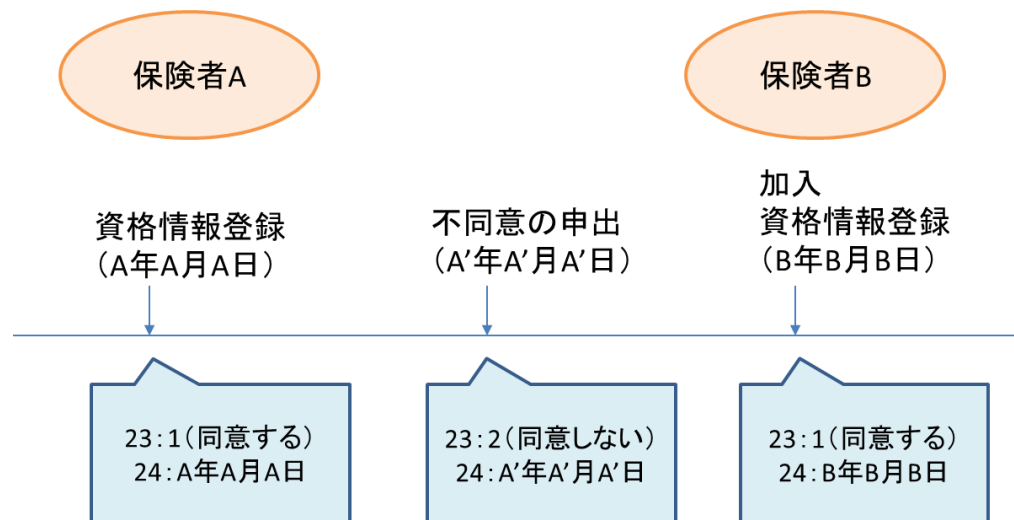
保険医療機関

- PDF・XMLで提供

- 統合専用端末の加入者情報ファイル項番23・24において、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御する。

項番	項目名		項目説明	
23	特定健診情報提供に係る本人同意フラグ	省 略	既存システムが、加入者本人に確認し、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することへの同意有無として設定する。 0：同意未取得または加入者インターフェイスでは連携しない 1：同意する 2：同意しない	省 略
24	特定健診情報提供に係る本人（不）同意取得日		既存システムが、前保険者が収集している特定健診情報を現保険者へ提供することに対して、加入者本人が同意した日又は同意しなかった日を設定する。	

「医療保険者等向け中間サーバー等ソフトウェア設計・開発等業務」外部インターフェイス仕様書 別紙4 ファイル設計書(令和元年9月30日)より抜粋



項番23の使用方法

- デフォルトは「1」とし、特定健診データ等の旧保険者への要求を可能とする。
(保険者Aは、保険者Aより前に加入していた保険者で実施された特定健診のデータをダウンロードすることができる。)
- 本人からの不同意の申出により、「2」に変更した場合は、新保険者が旧保険者への特定健診データ等の要求が出来ない。
(保険者Aは、保険者Aより前に加入していた保険者で実施された特定健診のデータをダウンロードができなくなる。)
- 保険者を異動（保険者A⇒保険者B）した場合、項番23はデフォルトの「1」に戻ってしまうため、保険者Aは、本人が継続して不同意としたい場合は、保険者Bでも申出が必要なことを伝える必要がある。

項番24の使用方法

- デフォルト「1」の場合は加入者情報の登録日とし、その後、本人からの情報提供に係る申出日を取得日として設定する。

2-2. ダウンロードについて

特定健診データ等の保険者間引継ぎに向けた主な改修内容

調整中

2021年3月のオンライン資格確認等システムを活用した保険者間の引継ぎ開始に向け、特定健診データ等のアップロード・ダウンロードに関するシステム改修を実施する。

1. 特定健診データ等アップロード

データ様式

健診実施機関

- 枝番の追加
- 種別コード等の追加

保険者（法定報告用）

被用者保険

- 匿名化前情報の登録
 - ・保険者番号
 - ・被保険者証等記号
 - ・被保険者証等番号
- 匿名化後情報の登録
 - ・枝番
 - ・氏名
 - ・住所
- 種別コード等の追加

国民健康保険

- 匿名化後情報の登録
- 種別コード等の追加

保険者（閲覧用）

- 閲覧用ファイルは、交換用基本情報ファイルと特定健診情報ファイルで構成。
（※特定保健指導データは含まない）
- 匿名化前情報の登録
- 法定報告外の者も対象

加入者情報ファイルの活用

- 統合専用端末の加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御

2. 特定健診データ等ダウンロード

- 被用者保険においては、支払基金の特定健診・保健指導システムを通じてダウンロードを実施。
- 国民健康保険においては、特定健診等データ管理システムを通じてダウンロードを実施。
- ダウンロードの際、オンライン資格確認等システム上で現保険者の受診者情報を追加。

ファイル形式

加入者

- PDFで提供

保険者

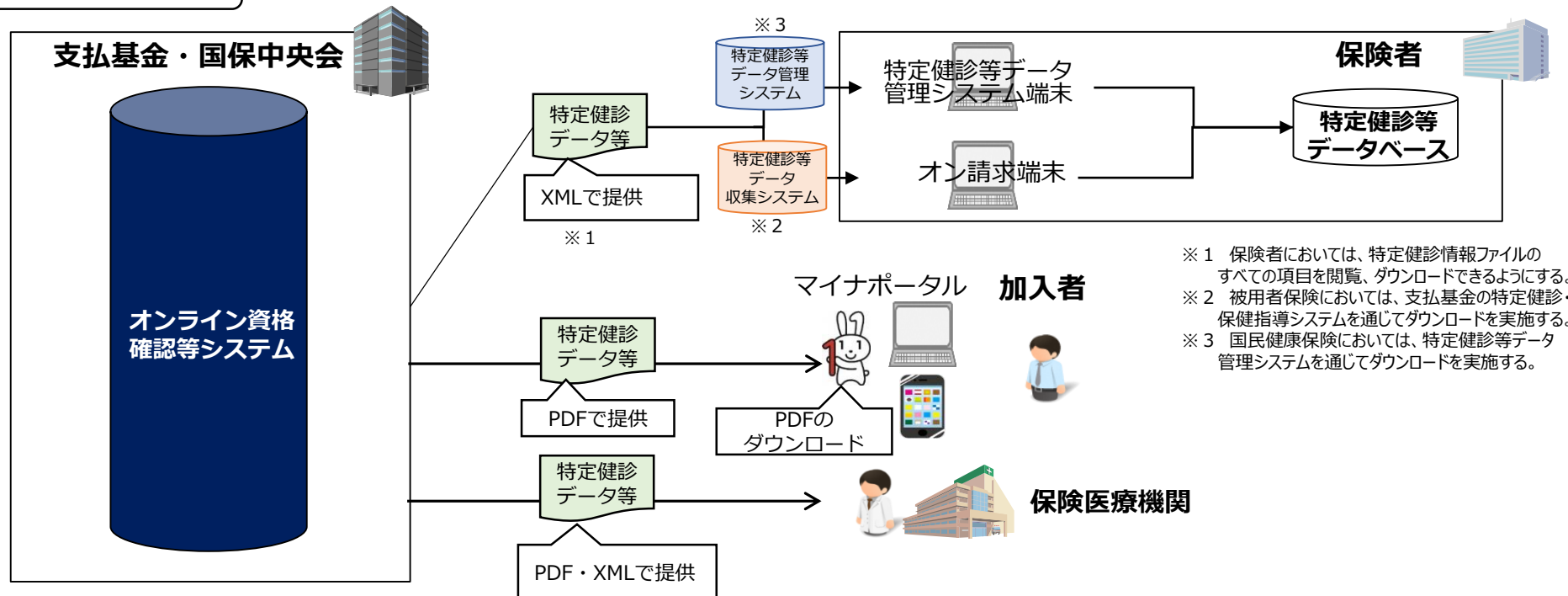
- XMLで提供

保険医療機関

- PDF・XMLで提供

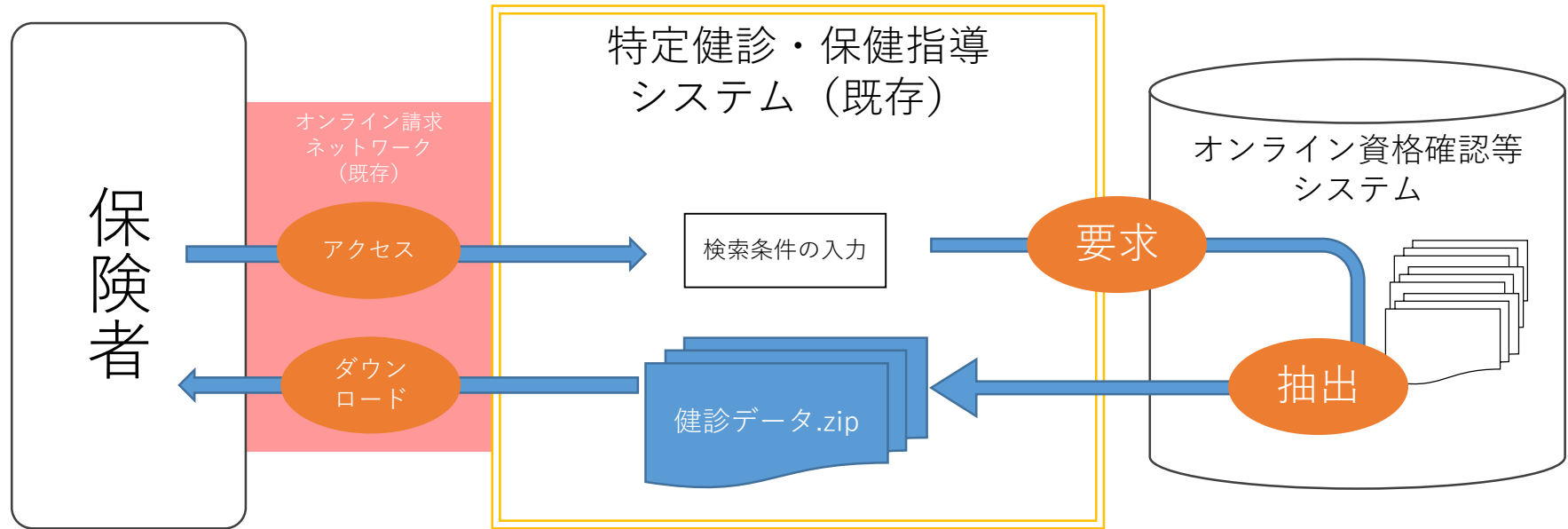
- ・ 特定健診データ等のダウンロードは、保険者が引き継いだ特定健診データ等を円滑に活用できるよう、必要なときにダウンロードできる仕組みを構築する。ダウンロードの際には、オンライン請求用の端末、国保連合会の整備する特定健診等データ管理システムの端末を活用する。

ダウンロードのイメージ



特定健診データ等のダウンロードに関して、
 第34回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（平成31年3月28日）資料2 P8
 第35回保険者による健診・保健指導等に関する検討会（令和元年11月13日）資料2-1 P17・18 を改変

保険者によるダウンロード方法（被用者保険）



- ・ 特定健診・保健指導システム（既存）にダウンロードするための機能追加を行う
- ・ 保険者システム自体に「オン資に接続しダウンロードするための機能」の追加は不要
- ・ zipファイルで取得（保存）
- ・ 取得（保存）した健診データファイル（.xml）を、保険者側で活用
- ・ データを取り込み、活用するための仕組みは保険者システムにおいて必要（追加資格情報への対応等）

特定健診・保健指導システム（リクエスト）

特定健診・保健指導システム

社会保険診療報酬支払基金

ユーザIDとパスワードを入力して下さい。

ユーザID
パスワード

ログイン

利用規約 プライバシーポリシー

※お問い合わせ先
社会保険診療報酬支払基金 電話番号はこちら 受付時間: 平日 9時～17時

※システムに関するお問い合わせ
ヘルプデスク 電話番号: 0120-100-967 受付時間: 平日 9時～17時

特定健診・保健指導システム

トップページ

費用決済

健診等データ取得

取下げ情報取得

請求情報取得

返戻過誤送信

送信状況確認

受診券・利用券

実績報告

報告状況確認

パスワード変更

マニュアル

お問合せ先

ログアウト

接続先 :
利用者名 :

お知らせ

システムに関するお知らせ

現在のお知らせはありません。

運用に関するお知らせ

現在のお知らせはありません。

その他のお知らせ

現在のお知らせはありません。

処理状況

現在処理しているものはありません。

操作ボタン説明

トップページ
トップページを表示します。

健診等データ取得
健診等データの表示・配信を行います。

取下げ情報取得
取下げ依頼データの表示・配信を行います。

請求情報取得
帳票の表示・配信を行います。

返戻過誤送信
返戻・過誤データを送信します。

送信状況確認
返戻・過誤データの送信状況を表示します。

受診券・利用券
受診券や利用券、セット券の登録を行います。

報告状況確認
報告状況確認を表示します。

パスワード変更
パスワードを変更します。

マニュアル
マニュアルを表示します。

お問合せ先
お問合せ先を表示します。

ログアウト
ログアウトします。

※イメージ

機能を追加

ダウンロード

照会画面へ

※保険者の操作によるリクエスト項目の送信を可能とするフォームを設置

照会画面

クリア

戻る

※「特定健診・保健指導システム」は、特定健診等の費用決済業務や法定報告業をオンラインで行っている保険者が使用している既存システム（WebAP）。

※支払基金より各オンライン使用保険者に配布されている。

特定健診・保健指導システム（ダウンロード）

特定健診・保健指導システム

ダウンロード実行画面（※イメージ）

照会日時	照会結果	照会完了日	配信情報
2020/99/99 99:99	照会中	—	未配信
2020/99/99 99:99	ダウンロード	2020/99/99	
2020/99/99 99:99	ダウンロード	2020/99/99	
2020/99/99 99:99	ダウンロード	2020/99/99	配信済 2020/99/99

オンライン請求
ネットワーク
（既存）

健診データ
(.xml)

.zip

保険者

保険者によるダウンロードは、リクエスト送信から取得まで「特定健診・保健指導システム」内で完結する環境を想定

取得

※任意の場所に保存

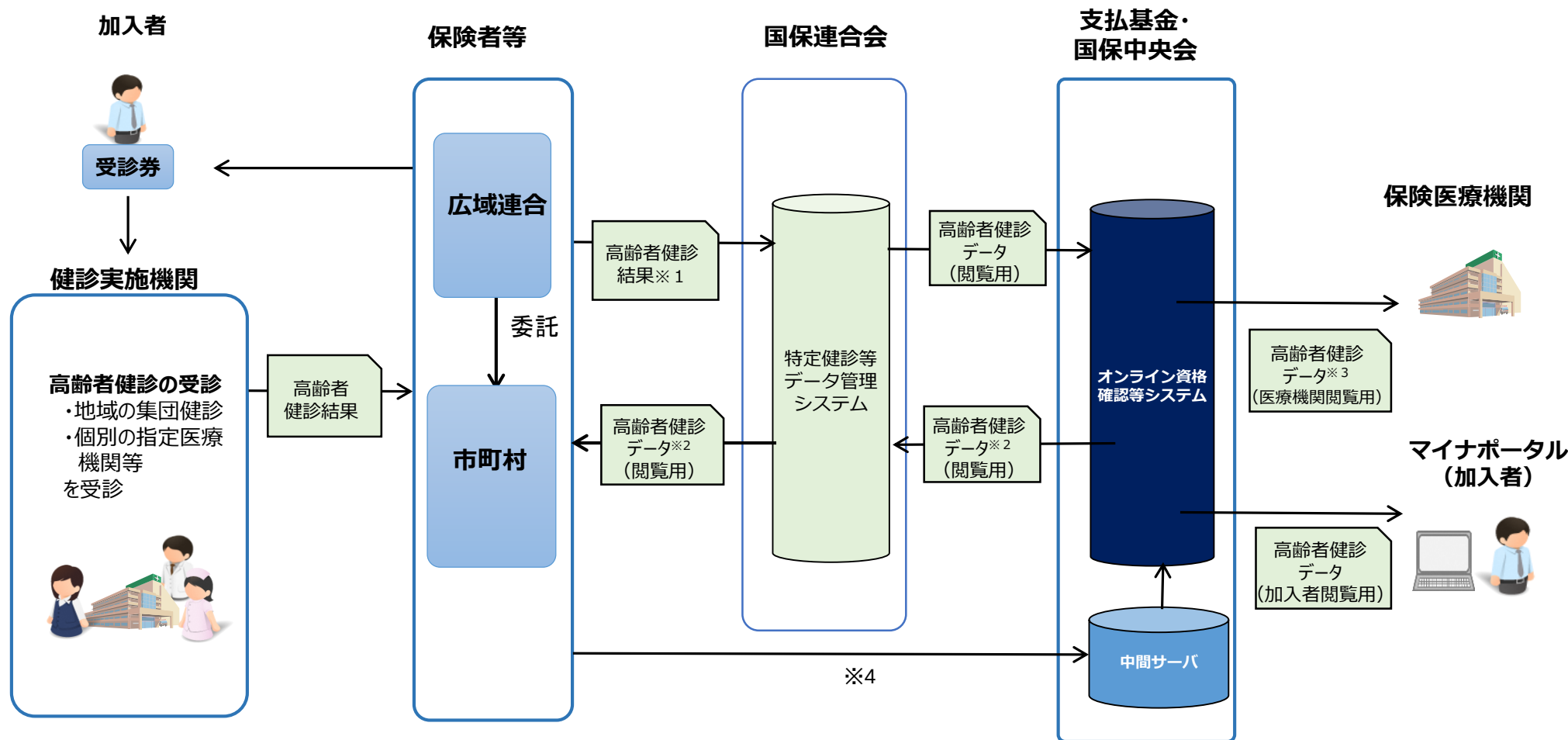
- ・ 既存インフラ（ネットワーク／システム／インターフェース）を利用
- ・ 利用可能期間：各月15日～月末
- ・ リクエスト可能時間：9：00～20：00

（システム稼働時間は9：00～21：00。アップロード・ダウンロードに時間を要するケースを想定しリクエスト受付時間はシステム終了1H前）

- ・ ダウンロード対象ファイル：旧保険者が登録した特定健診データ（.xml）
- ・ 1回あたりのダウンロード依頼件数上限：リクエスト方法による（調整中）

（オンライン請求ネットワークの帯域、通信性能による制限）

3. 高齢者健診データの提出経路について



※1 国保連合会に健診データの管理を委託していない市町村については、健診データ登録のための対応が必要

※2 XMLでのダウンロードを想定

※3 医療機関閲覧用ファイルは、保険者引継ぎ用とは別途レイアウトを設定

※4 加入者情報ファイルを活用し、本人からの情報提供に係る申出による登録を制御。